

【書類名】 手続補正書（方式）

【提出日】 平成18年4月5日

【あて先】 特許庁審判長 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願2003-139657

【審判番号】 不服2006-2566

【補正をする者】

【事件との関係】

【識別番号】 503179447

【氏名又は名称】 大谷利金 ㊞

【発送番号】 025452

【手続補正1】

【補正対象書類名】 審判請求書

【補正対象項目名】 請求の趣旨

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【請求の趣旨】

原査定を取り消す、本件発明を特許すべきものとする、との審決を求める。

【手続補正2】

【補正対象書類名】 審判請求書

【補正対象項目名】 請求の理由

【補正の方法】 変更

【補正の内容】

【請求の理由】

1. 手続きの経緯

出願 平成15年4月10日

拒絶理由の通知（発送日） 平成17年7月26日

意見書（提出日） 平成17年8月5日

拒絶査定（起案日） 平成17年12月26日

同謄本送達（送達日） 平成18年1月10日

手続補正書（提出日） 平成18年4月5日

2. 拒絶査定理由の要点

- (a) 原査定拒絶理由は、本願の請求項1に係る発明はその出願前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基づいて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないというものである。
- (b) その理由は、要するにハイソックス、ショートソックス、コルセット、パンティーストッキング等に複数の突起物を設け、特定のつぼを押すというのは類似しているというものである。
- (c) 本願の請求項1に係る発明と引用刊行物 特開平10-222のアンダーウェアと一見類似しているが、その機能は全く異なるものである。

本願は、カフンストッキングとしているが、自律神経に働いてホルモンのバランスと分泌を調整とする子宮に異常がない人に起こる生理時の様々な不快症状を解決するのにも効果があるのです。又、大脳を活性化する黄金の三角地帯と呼ばれており、非行に走る子供たち、社会的に非常識な問題を起こしている者、犯罪を起こしている者たちの大方は前頭葉の機能が低下して、自己のコントロールが利かなくなっているのです。そこで、この機能を改善させることで常識的な健全な人間を育成することができ、病苦から脱却することもわかってきている事です。

この黄金の三角地帯のつぼを押す刺激技術として、老化と生活習慣による体の偏重を無理なく調整していく方法として、最初に大脳を活性化させることが体の諸機能の改善に関与していくのです。大脳が改善すれば体全体の活動が活発になり、病的状態からやがて脱出できるはずで、この構成を採用することにより格別な作用効果を奏するものであります。

3. 本願発明が特許されるべき理由

- (a) 本願の請求項1に係る発明の特徴は、鼻、大脳を刺激することによって体の諸機能全般を活性化させることができる事です。大脳は体全体の総司令部にあたります。人間は20歳を過ぎると動脈硬化が始まると共に心身機能が弱ってきますが、その中でも特に脳細胞が日に日に減っていく事が実証されています。このつぼは隠白と呼ばれ、自律神経に働いてホルモンのバランスと分泌を調整します。このつぼの刺激は子宮に異常がない人に起こる生理時の様々な不快症状を解決するのに効果があります。鎮痛効果があるので、下腹部の痛みや腰痛などを和らげることができるのです。そして50歳前後に起こる

更年期障害は、卵巣機能が低下するためホルモン分泌が悪くなり、頭痛や肩こり、のぼせ、発汗、動悸、めまい、むくみなどの自律神経失調の症状ですが、それを和らげる効果もあるとされています。

このストッキングを履く事により、うつぶせでも仰向けでもでき、誰でも簡単に短時間で習得でき、持続性の刺激が神経反射に響いて効力があり、非力な女性や面倒な方でも簡単に継続することができます。しかし全ての年齢の人に効くわけではありません。40歳以上の成長段階（人によって様々）が完全に止まっている人には効果は見受けられないでしょう。

やはり効果があるのは成長期の子供です。早めに使用する事をお勧めします。そういうデメリットもごぞいます。

(b) 引用刊行物にはパンティーストッキングが記載されている。特に第0010頁第1行から第5行、第0014頁第1行から第2行、第0015頁第1行から第4行。

4. むすび

したがって本願の請求項1に係る発明は、引用刊行物に記載された発明から当業者が容易に発明をすることができたものではない。

よって、原査定を取り消す。この出願の発明はこれを特許すべきものとするとの審決を求める。